

参考資料



総務省

令和 2 年 11 月 24 日

地域力創造グループ
地域情報政策室

マイナンバーカードの普及について

1. 今後の申請勧奨について

- マイナポイント事業のPRの一環として、マイナンバーカードの交付申請書付きの新聞折り込み広告を配布。
【10月下旬：約3,300万枚配布予定】
- マイナンバーカードの健康保険証利用等の開始に向けた集中的な広報を実施。
【10月・11月：コンビニ、郵便局、医療機関でのサイネージ放映】※内閣府実施
【11月：ローカル局での番組放映】
- マイナンバーカード未取得者に対して、スマホ等で申請可能なQRコード付き申請書を個別に送付予定。
【令和2年12月～令和3年3月：約8,000万枚配布予定】

2. 交付の円滑化について

- 申請から市区町村へのカードの発送は、最長18日であるが、申請から交付までこれを大きく超える期間を要している事例が見受けられる。
⇒早期の交付通知書の発送をお願いしたい。
 - 1の取組等により、現在の申請（約7万件/日）が倍増することを前提にした速やかな交付が必要。
⇒土日開庁のさらなる実施や窓口の増設などをお願いしたい（交付円滑化計画の改訂）。
- ※人員増や交付窓口の増設などの経費は、個人番号カード交付事務費補助金の対象。

情報システム統一・標準化について

自治体の業務システムの統一・標準化の加速策について

R2,9,25第3回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG
総務省提出資料

加速策の方向性

- 現在、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理する情報システム(基幹系情報システム)の標準仕様を、関係府省で作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。このプロセスを「法制化」するとともに、「目標時期を設定」することで、自治体の業務システムの統一・標準化を加速化する。

【法制化】

- 骨太の方針2020に基づき、自治体の情報システムの標準化を実効的に推進するため、法制上の措置を講じた上で、国が財源面を含め主導的な支援を行う。
- 具体的には、政令で定める基幹系情報システムについて、国が標準化のための基準(標準仕様から作成)を告示し、自治体に移行期間内に適合することを義務付けることを想定。

【目標時期の設定】

- 年末にとりまとめられる新たな工程表において目標時期を予め設定し、自治体に対応に向け準備を始められる環境をつくる。
- 具体的には、「地方公共団体の情報システムについても、地方自治体の自主性を尊重しながら、システム基盤の統合を進め、全ての自治体で住民の利便性向上の観点から、共通的なサービスを提供できるような仕組みを今後5年間で実現していく」(令和2年7月15日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)・官民データ活用推進戦略会議合同会議)との方針を踏まえ、2025年度までに標準化のための基準に適合したシステム(標準準拠システム)への移行を目指すことを検討。

加速化を実現するための前提

【目標時期の特例】

- 標準化の対象事務や自治体ごとに情報システムの実情が多様であるため、自治体の意見を丁寧に聴くことが重要であり、真にやむを得ない場合において、目標時期の特例を認める仕組みを法制上設ける必要。

【国による財政支援】

- システム更新時期の前倒し等に対する契約変更や事業者への業務集中により、自治体において移行のための経費が増嵩していくことが見込まれることによる追加的負担の影響も考慮し、国が財源面を含め主導的な支援を行う。

自治体における標準準拠システムへの移行までの工程

R2,9,25第3回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG
総務省提出資料

① 標準仕様作成(関係府省)

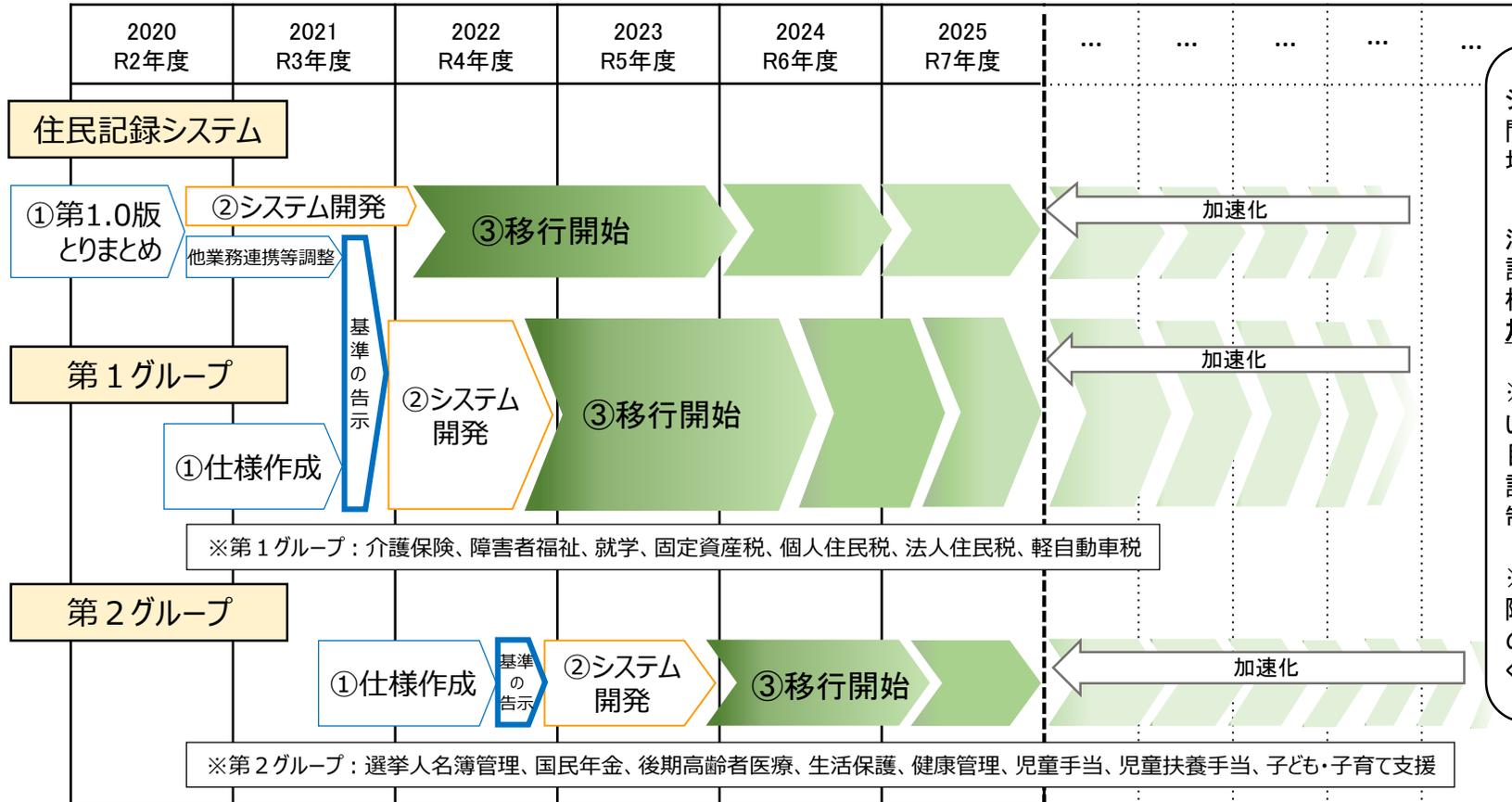
- ・「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日 閣議決定)等で定められたスケジュールに沿って、関係府省において標準仕様を作成。
- ・住民記録システムについて、総務省・自治体・事業者からなる検討会にて標準仕様書【第1.0版】を取りまとめ(令和2年9月11日公表)。他業務の標準仕様との連携等の観点から、随時見直しを図る。

② 標準準拠システム開発(事業者)

- ・事業者は、標準仕様等に沿って、標準準拠システムを開発。

③ 標準準拠システム移行(自治体)

- ・自治体は、システムの更新時期等も踏まえつつ、移行期間内に標準準拠システムに移行。



システム更改の間隔は、5年超の場合も
↓
法制化と目標時期設定により、標準化の取組を**加速化**

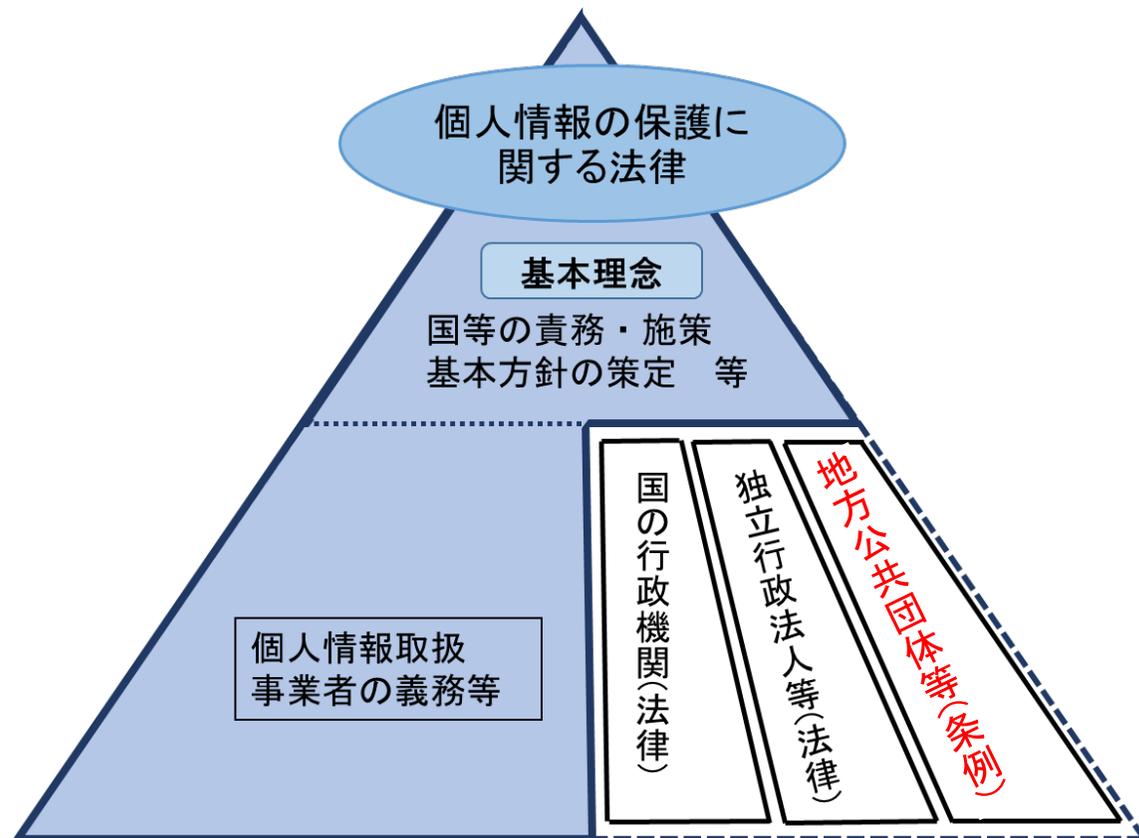
※真にやむを得ない場合において、目標時期の特例を認める仕組みを法制上設ける必要

※工程を定める際には、自治体の意見を丁寧に聴く必要

加速化を行う上で、それに伴って生じるシステム更新時期の前倒し等による追加的負担の影響も考慮し、国が財源面を含め主導的な支援を行う。

個人情報保護制度の見直しについて

【個人情報保護関係法令イメージ（現行）】



【関連する閣議決定】

【見直しの方向性：民間事業者・国の行政機関・独立行政法人】

「個人情報保護 3 法*の共通化を図る」

*民間事業者、国の行政機関、独立行政法人
＜骨太の方針2020（経済財政運営と改革の基本方針
（令和2年7月17日閣議決定）＞

「民間、国の行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度の一元化の在り方等について検討を進め、2021年の通常国会に必要な法案の提出を図る」

＜成長戦略（成長戦略フォローアップ）
（令和2年7月17日閣議決定）＞

【見直しの方向性：地方公共団体】

「地方自治体の基準の在り方についても、地方自治体と十分調整の上、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース等において検討を行い、年内を目途に結論を得る。」

＜骨太の方針2020（経済財政運営と改革の基本方針
（令和2年7月17日閣議決定）＞

「地方公共団体の個人情報保護制度についても（中略）、地方側と十分調整の上、上記の個人情報保護制度の一元化と歩調を合わせて、具体的な検討を行う。」

＜成長戦略（成長戦略フォローアップ）
（令和2年7月17日閣議決定）＞

地方公共団体の個人情報保護制度の検討の方向性

R2,10,8 第8回個人情報保護制度の見直しに関する検討会
総務省提出資料

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

2 個人情報保護に関する国際的な制度調和

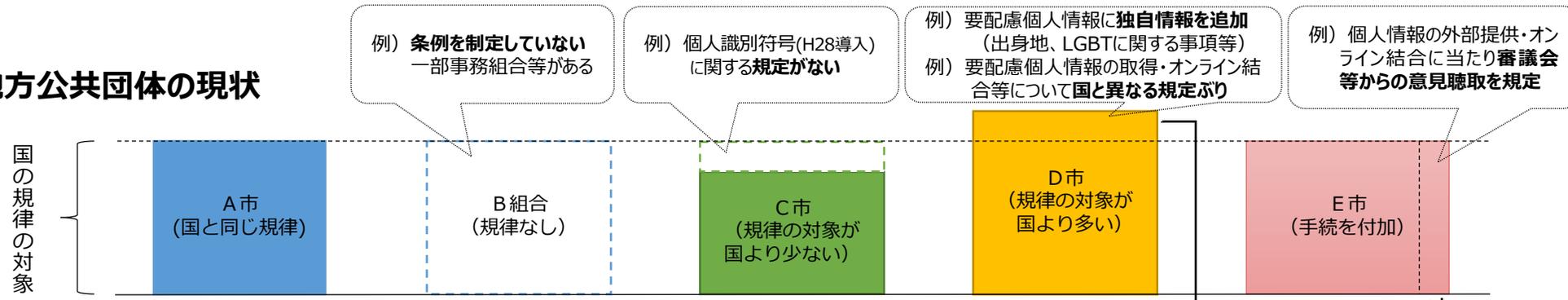
- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・OECDプライバシー・ガイドラインとの整合

<検討の方向性>

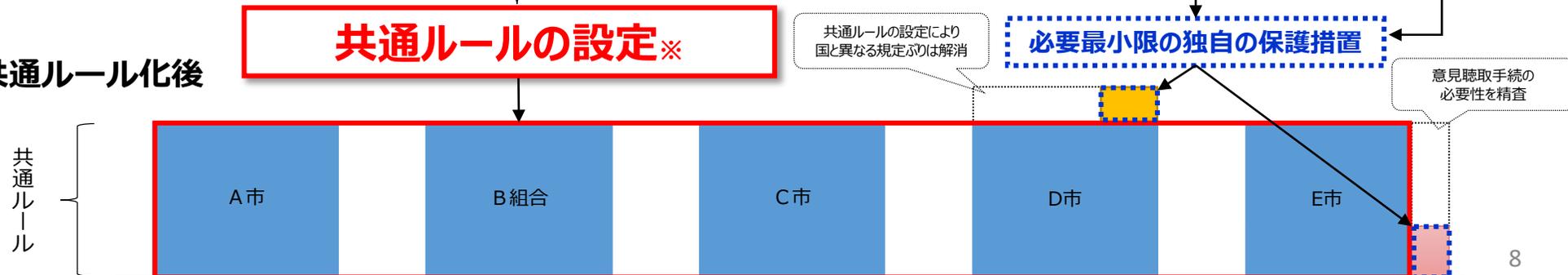
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容

- 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
- ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化について（素案）

R2,10,30 第9回個人情報保護制度の見直しに関する検討会総務省提出資料

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）**充分性認定**など**国際的な制度調和**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の**的確な運用を確保**。

素案

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学については、民間部門と同じ規律を適用
※⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能

⑤ 開示、訂正及び利用停止の請求

- ・自己情報の開示、訂正、利用停止の請求権、要件、手続きは、法律で、又は国の規定に準じて条例で規定

⑥ 非識別加工情報の提供制度の導入

- ・非識別加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対するものに準じた監督を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、非識別加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

行政手続オンライン化について

■ デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)(抄)

別紙5 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等、2) 文化・スポーツ施設等の利用予約、3) 研修・講習・各種イベント等の申込、
- 4) 地方税申告手続(eLTAX)、5) 自動車税環境性能割の申告納付、6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告、
- 7) 自動車税住所変更届、8) 水道使用開始届等、9) 港湾関係手続、10) 道路占用許可申請等、11) 道路使用許可の申請、
- 12) 自動車の保管場所証明の申請、13) 駐車への許可の申請、14) 建築確認、15) 粗大ごみ収集の申込、
- 16) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告、17) 犬の登録申請、死亡届、18) 感染症調査報告、19) 職員採用試験申込、
- 20) 就業構造基本調査、21) 入札参加資格審査申請等、22) 入札

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア. 子育て関係

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出、
- 3) 氏名変更/住所変更等の届出、4) 受給事由消滅の届出、5) 未支払の児童手当等の請求、
- 6) 児童手当等に係る寄附の申出、7) 児童手当に係る寄附変更等の申出、
- 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出、
- 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出、10) 児童手当等の現況届、11) 支給認定の申請、
- 12) 保育施設等の利用申込、13) 保育施設等の現況届、14) 児童扶養手当の現況届の事前送信、15) 妊娠の届出

イ. 介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請、2) 要介護・要支援更新認定の申請、3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請、
- 4) 居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出、5) 介護保険負担割合証の再交付申請、
- 6) 被保険者証の再交付申請、7) 高額介護(予防)サービス費の支給申請、8) 介護保険負担限度額認定申請、
- 9) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請、10) 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請、
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ. 被災者支援関係

- 1) 罹災証明書の発行申請、2) 応急仮設住宅の入居申請、3) 応急修理の実施申請、4) 障害物除去の実施申請、
- 5) 災害弔慰金の支給申請、6) 災害障害見舞金の支給申請、7) 災害援護資金の貸付申請

目標

■ デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日）（抄）

11 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進／11.1 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進（◎内閣官房、◎総務省、◎内閣府、関係省庁）／イ. 汎用的電子申請システムの基盤整備

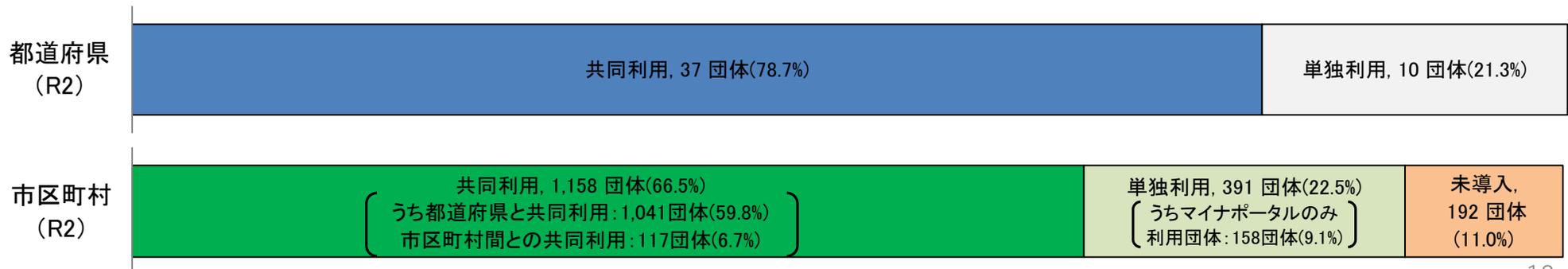
内閣官房、総務省及び内閣府は、原則として、全ての市町村について、マイナポータル「ぴったりサービス」の活用や情報システムの共同利用を含めて、手続オンライン化のための汎用的電子申請システムの基盤を可能な限り早急に整備するよう、働きかける。

■ 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日）（抄）

国が整備したマイナポータル・ぴったりサービスを原則として全ての市町村が活用してオンライン化を進めることができるよう導入を早急に促進するとともに、さらに地方自治体のA I・R P A活用の好事例を国が横展開する。

現状

- 都道府県：47団体（100%）【③147団体（100%）】において、何らかの手続（「eLTAX」は除く。）で、電子申請システムとして整備。
- 市区町村：1,549団体（89.0%）【③1,481団体（85.1%）】において、何らかの手続（「マイナポ」含め、「eLTAX」は除く。）で、電子申請システムを整備。未整備は192団体（11.0%）【③260団体（14.9%）】。（整備済み団体人口カバー率98.6%）。
（令和2年4月時点 総務省調べ）



地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況

- 地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況については、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（平成30年5月31日策定、令和2年3月4日最終改正）において、総務省は、地方公共団体の取組をフォローアップするため、毎年度オンライン利用率の把握を行い公表することとされており、今般、平成30年度の状況を取りまとめました。

(1) 利用促進対象手続(21手続)の全体のオンライン利用状況

※1: 対象手続に関して既にオンライン化している団体における、総手続件数と人口を基に算出した全国における推計値

年度	年間総手続件数(推計)	オンライン利用件数	オンライン利用率
平成30年度	403,631 千件	212,130 千件	52.6%
平成29年度	390,757 千件	204,741 千件	52.4%
平成28年度	389,170 千件	199,208 千件	51.2%

(2) 利用促進対象手続(21手続)の年間総手続件数(推計) 上位3手続のオンライン利用率

手続の類型 及び 年間総手続件数(推計)	平成30年度	平成29年度
図書館の図書貸出予約等 [131,827千件]	67.4%	67.7%
地方税申告手続(eLTAX) [113,652千件]	57.6%	55.5%
文化・スポーツ施設等の利用予約等 [91,364千件]	52.8%	55.4%

- ・ H29. 7～ 市町村の**手続検索**（内容確認）が可能に（※）（まずは「子育て」手続から（「子育てワンストップ」））
- ・ H29. 10～ 検索した手続の**オンライン申請**が可能に（※※）
- ・ H31. 1 「**介護ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- ・ H31. 3 「**被災者支援ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- ・ 今後 「**引越し**」をはじめ、ガイドラインを策定予定。

以上の分野・手続に限らず、市町村は、「様々な分野・手続」のオンライン申請実現が可能。

- ※ 市町村において手続を登録することが必要（「子育て」については、R2. 3月末時点で1,562団体（人口割合98.5%）が対応）。
- ※※ 市町村においてマイナポータルと接続することが必要。（「子育て」については、**R2. 3月末時点で937団体（人口割合74.1%）が対応し**、電子申請が可能。

＜「ぴったりサービス」の画面イメージ＞



・インターネットで手続きの検索・比較が可能（一部は様式の印刷まで可能） (R2.6.30時点)

市区町村数 (人口 カバー率)	子育て	介護	被災者支援
	1,564団体(98.5%)		
	1,564団体 (98.5%)	225団体 (36.3%)	62団体 (7.0%)

・電子申請が可能 (R2.6.30時点)

市区町村数 (人口 カバー率)	子育て	介護	被災者支援
	実施済：950団体 (75.3%)	実施済：83団体 (9.6%)	実施済：33団体 (2.2%)
	～R2年9月末：969団体 (76.1%) (予定)	～R2年9月末：116団体 (12.0%) (予定)	～R2年9月末： 48団体 (2.9%) (予定)
	R2年10月以降～： 1,312団体 (91.6%) (予定)	R2年10月以降～： 721団体 (57.2%) (予定)	R2年10月以降～： 563団体 (40.0%) (予定)

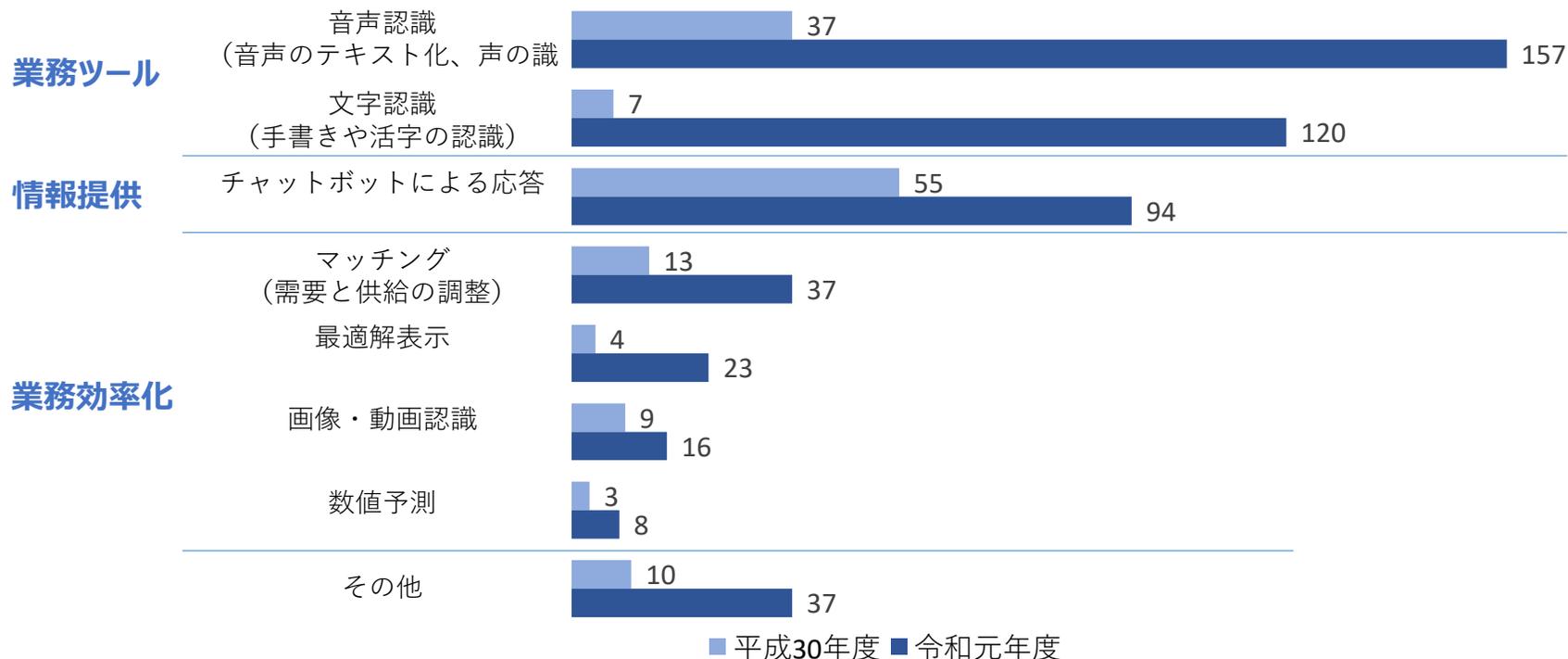
※ 内閣官房・内閣府調査「ぴったりサービスの取組状況に関するフォローアップ」の回答を集計したもの

AI・RPAについて

地方自治体のAIの導入状況 ～AIの機能別導入状況～

AIの機能別導入状況

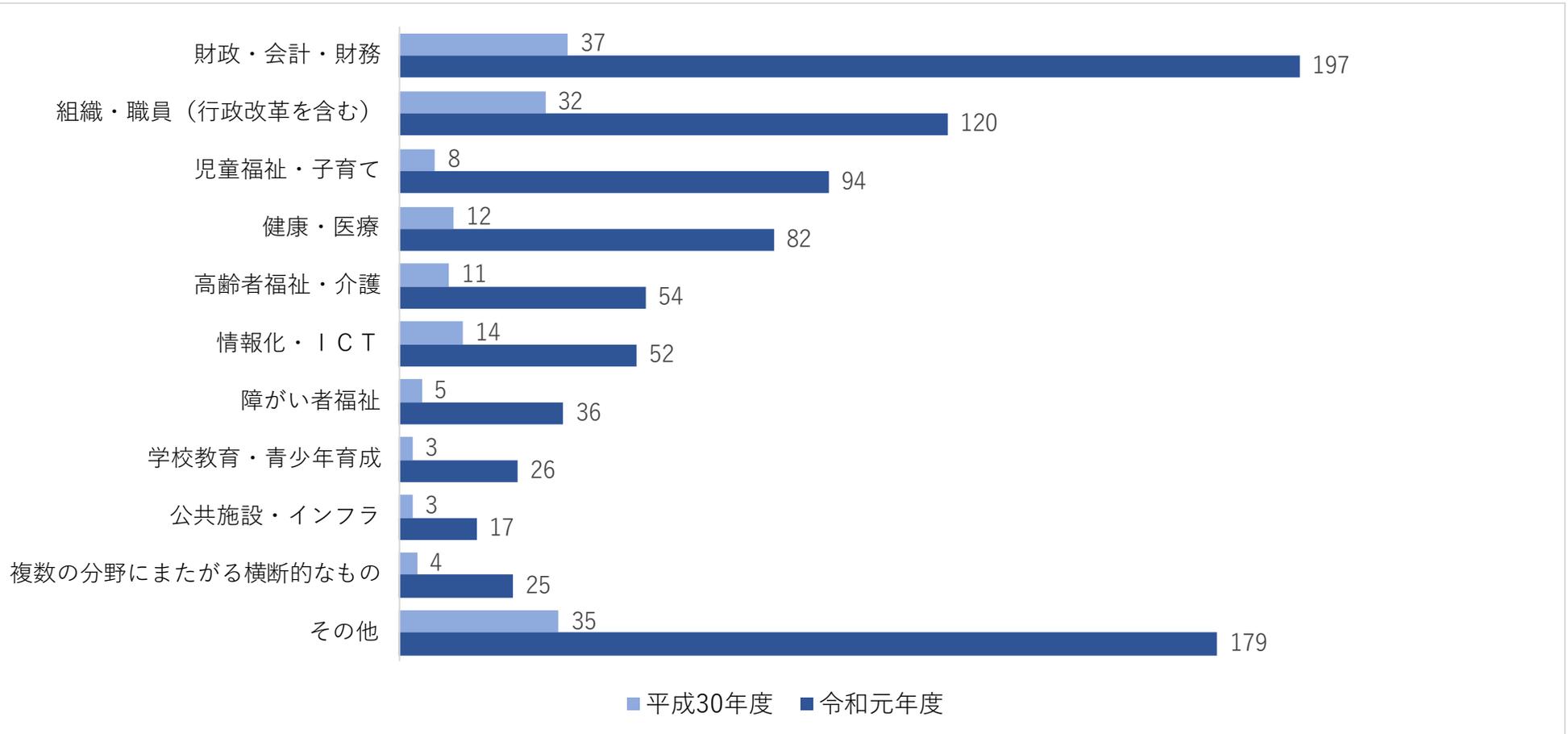
- 平成30年度調査では「チャットボットによる応答」(55件)が最も多かったが、令和元年度調査では議事録作成AI等の「音声認識」(157件)、AI-OCR等の「文字認識」(120件)が上位となり、全導入件数の半数以上を占める。
- 上位3分野（音声認識、文字認識、チャットボットによる応答）は全ての規模の自治体で導入が進んでいるが、下位4分野（マッチング、最適解表示、画像・動画認識、数値予測）は都道府県レベルでも導入事例が少ない。
- 全体として業務ツール系のAI導入は進んでいるが、本格的な業務効率化に資するAI導入に課題。



地方自治体のRPAの導入状況 ～RPAの分野別導入状況～

RPAの分野別導入状況

- 「財政・会計・財務に関すること」、「組織・職員（行政改革を含む）に関すること」、「児童福祉・子育てに関すること」の順に回答数が多くなっている。



※上位10分野のみ個別に集計し、それ以外の分野は「その他」へ集約している。

総務省自治行政局行政経営支援室「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」(平成30年度11月1日現在)
総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」(令和元年度2月28日現在)

テレワークについて

地方公共団体におけるテレワーク取組状況 (令和2年3月26日時点)

地方公共団体におけるテレワーク導入状況

※知事・市長部局を対象とした令和2年3月26日現在の数値(実施予定を含む。)
 ※括弧は令和元年10月1日時点のアンケート調査による数値

導入済み
都道府県・
政令市
86.6%

	導入 (上段:団体数 下段:割合)	未導入 (上段:団体数 下段:割合)	うち検討中	うち以前は実施、 現在は実施せず	うち導入予定 なし・未定
都道府県(47)	44(42) 93.6%	3(5) 6.4%	2(3)		1
政令指定都市(20)	14(14) 70.0%	6(6) 30.0%	5(3)		1
市区町村(1,721)	51(31) 3.0%	1,670(1,690) 97.0%	139(69)	1	1,530

導入団体

1. 実施対象部門の限定 2. 非常勤職員の実施の可否

全ての部門	一部の部門
83.5%	16.5%

実施対象	実施対象外
25.7%	74.3%

対象部門の例

- ・総務部局の職員(新潟市など)
- ・上下水道課(福岡県古賀市)

対象範囲の例

- ・テレワーク嘱託員として採用された職員(岐阜県岐阜市)

3. 実施方法

①テレワーク用の貸出用端末 (タブレットを含む)	②席上端末の 持ち帰りが可能	③私用端末(スマートフォン等) が利用可能
84.4%	19.2%	21.1%

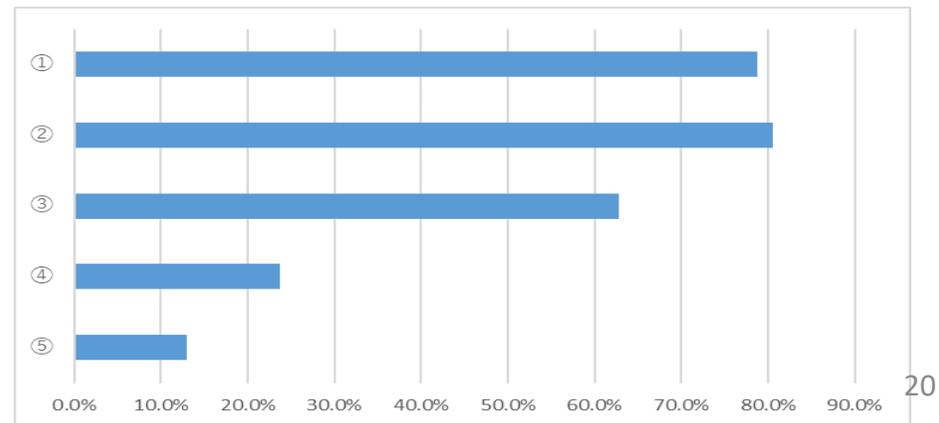
※複数回答可

未導入団体

- 【理由】 ① 労務管理のルール整備が困難(78.8%)
 ② 情報セキュリティの確保に懸念(80.6%)
 ③ 導入コストがかかる(62.8%)
 ④ どう進めてよいか分からない(23.8%)
 ⑤ その他(13.0%)

(例:実施できる業務が限られている等)

※複数回答可



新型コロナウイルス対策等を踏まえた地方公共団体におけるテレワークの導入の推進について

(令和2年4月7日付け総務省自治行政局公務員部長・総務省官房総括審議官(情報通信担当)連名通知)

- テレワークは、職員一人一人のライフステージに合った働き方を実現できる「働き方改革」の切り札。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症対策を通じて、社会全体でテレワークの重要性を再認識。
- 地方公共団体においても、テレワークを導入することで、感染拡大の未然防止を図るとともに、本来の職場を離れても引き続き業務に従事することを可能とし、行政機能の維持を図ることが重要。
- 4月7日に閣議決定された緊急経済対策等を踏まえ、地方公共団体におけるテレワークの導入に向けた支援を強化。

【参考】「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」
(令和2年4月7日閣議決定) (抄)

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

(前略) Society 5.0の実現を加速していくためにも、まさに、今回の危機をチャンスに転換し、デジタル・トランスフォーメーションを通じた社会変革を一気に加速する契機としなければならない。このため、(中略) 中小企業等のサイバーセキュリティ対策や、企業や地方公共団体によるテレワーク導入を促進するための相談体制を強化する。(後略)

<地方公共団体の課題>

- ・ 情報セキュリティの確保に懸念
- ・ どのように進めてよいか分からない

- ・ 職員の労務管理等のルール整備が困難

- ・ 導入コストが賄えない

<総務省の支援>

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家
「テレワークマネージャー」による相談体制を強化

テレワークを導入済み団体の実施要領等を収集、
参考となり得る事例(※)を情報提供

※ 佐賀県、富山県、広島市

本年度より、テレワークの導入に係る経費について
特別交付税措置を実施(措置率0.5)

財政支援について

自治体行政のスマート化の実現のための取組に対する地方財政措置

取組	措置内容
共同オンライン申請システム導入	<p>共同利用における汎用的電子申請システム（ぴったりサービス含む）導入に要する経費に対する特別交付税措置（措置率0.5（財政力補正あり））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン申請システムの導入費用（電子申請を共同利用している既存グループが存在する場合には、既存システムの改修費用） ・システムの要件定義費用 ・団体マスタ登録費用 ・都道府県によるポータルサイト設置費用 ・都道府県によるポータルサイトへ当該団体のコンテンツ掲載費用 ・当該団体のコンテンツ（申請者向け・職員向け）作成費用 ・システム導入時の運用テスト費用 等
RPA導入	<p>RPA導入に要する以下の経費に対する特別交付税措置（措置率0.3（財政力補正あり））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア費用 ・ライセンス費用 ・導入設定作業費用（シナリオ作成費用等） ・導入にあたってのサポート費用 ・研修費用 ・業務分析費用 ・運用指針等作成費用 ・入力データ作成ツール導入費用（OCR等） ・サーバ設置費用（サーバ型RPA導入等必要な場合） 等
地方公務員向けテレワーク導入	<p>テレワーク環境の構築に要する以下の経費に対する特別交付税措置（措置率0.5（財政力補正あり））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器導入に係る費用 ・外部接続情報システム・コミュニケーションツールに係る費用 ・ソフトウェア費用 ・ライセンス費用 ・シンクライアント化等のセキュリティ対策に係る費用 ・サーバ設置費用 ・導入にあたってのサポート費用 等

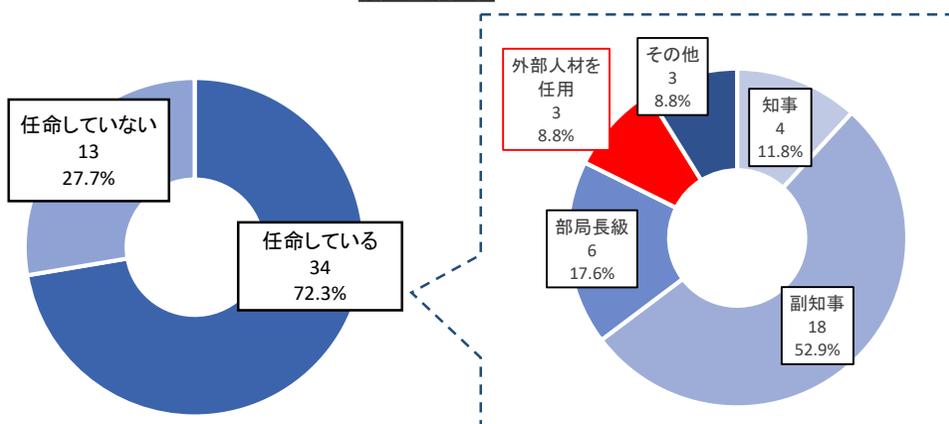
デジタル人材について

CIO、CIO補佐官の状況（内部／外部等）

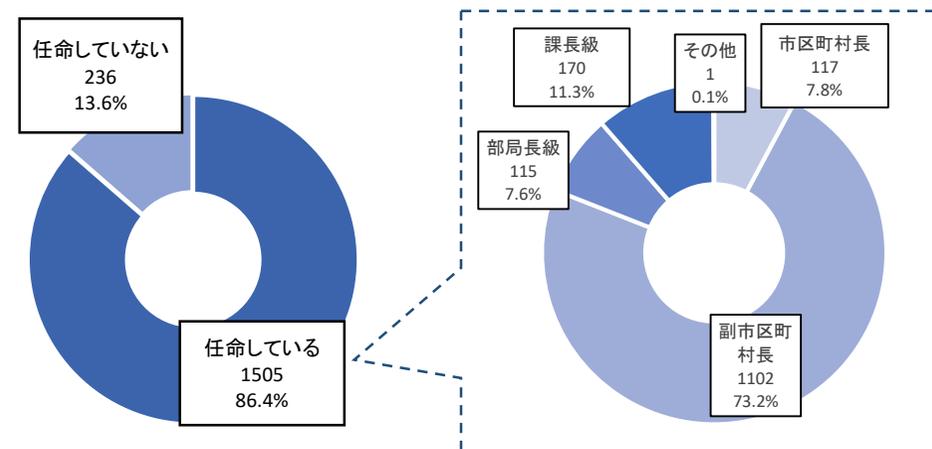
- CIOについては、首長の指示システムの明確化等の観点から、副知事や副市長等が任命される傾向。進展するICTの実情にキャッチアップするため、情報政策担当部門の職員がバックアップしている面もある。
- CIO／CIO補佐官を外部から任用している自治体数は都道府県は「8」、市区町村は「37」。

CIOの状況

都道府県

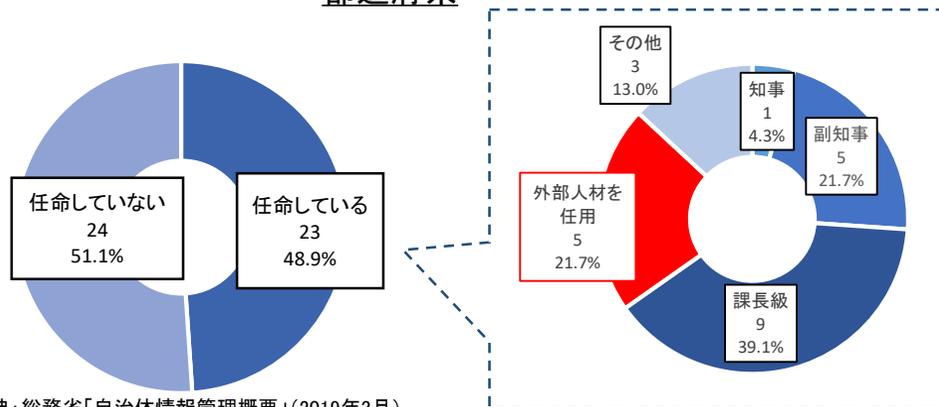


市区町村

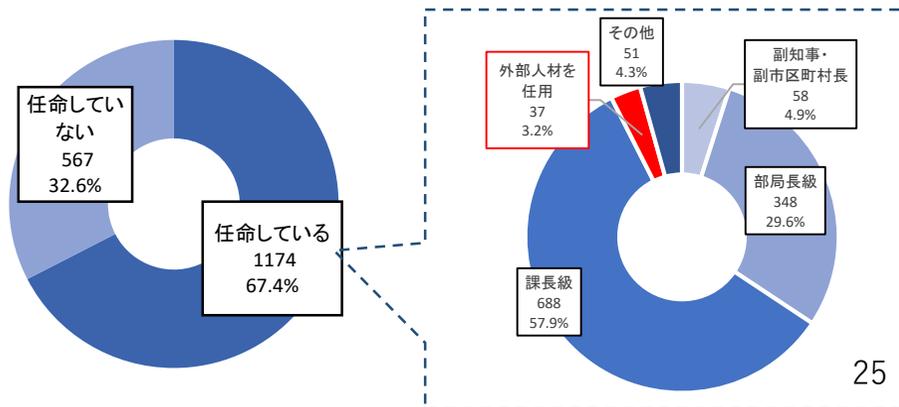


CIO補佐官の状況

都道府県

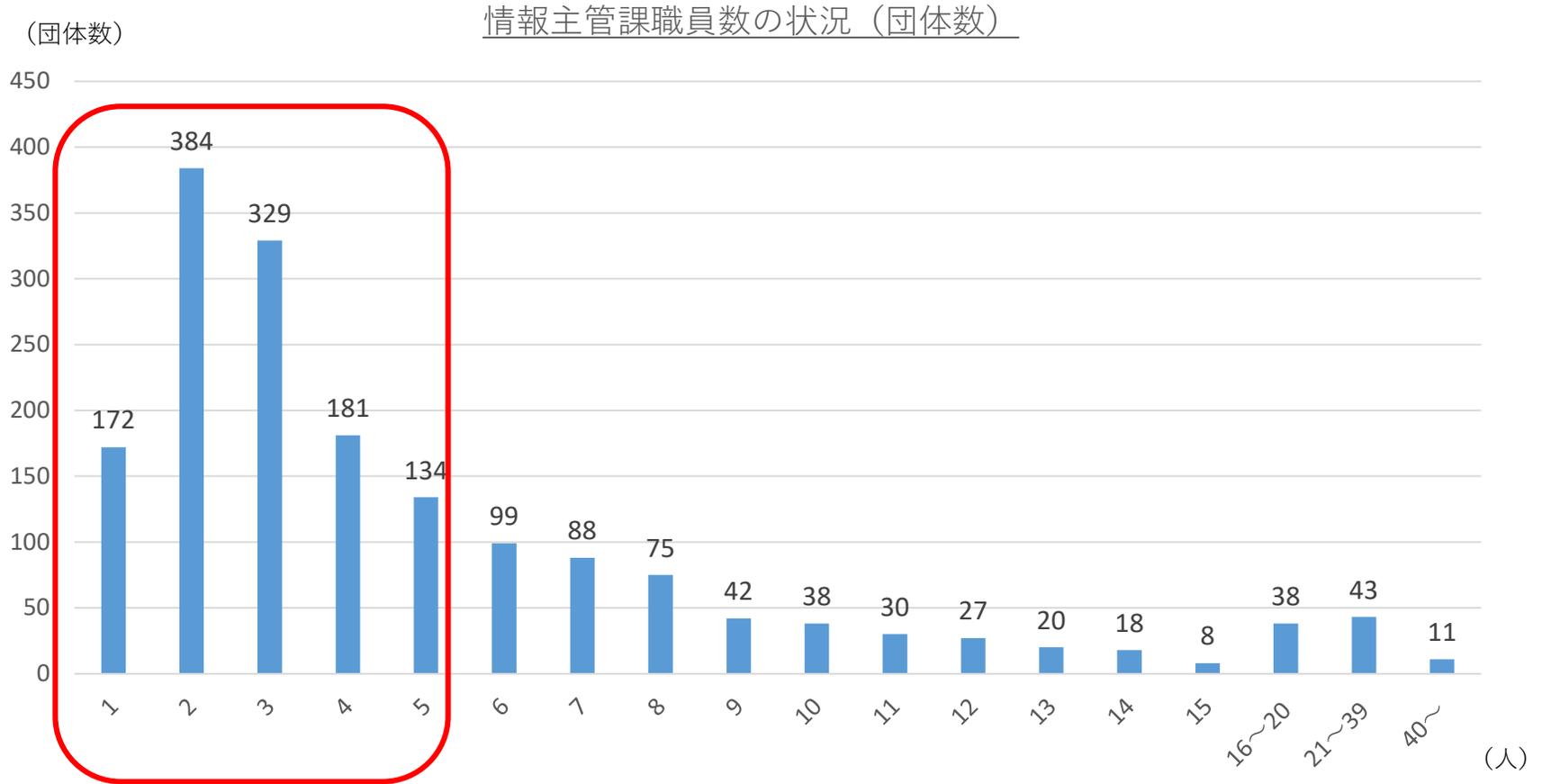


市区町村



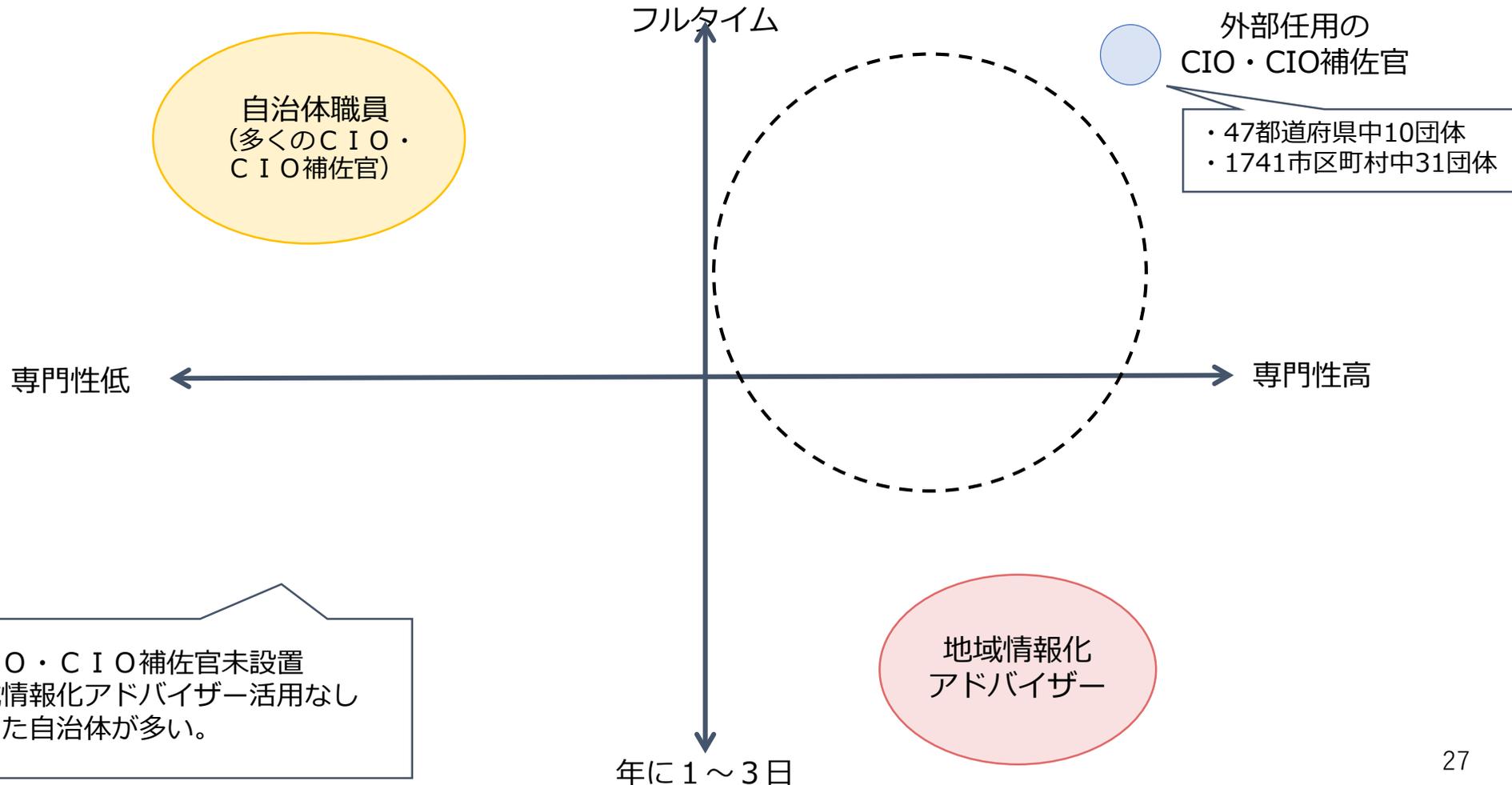
市区町村における情報主管課職員数の現状

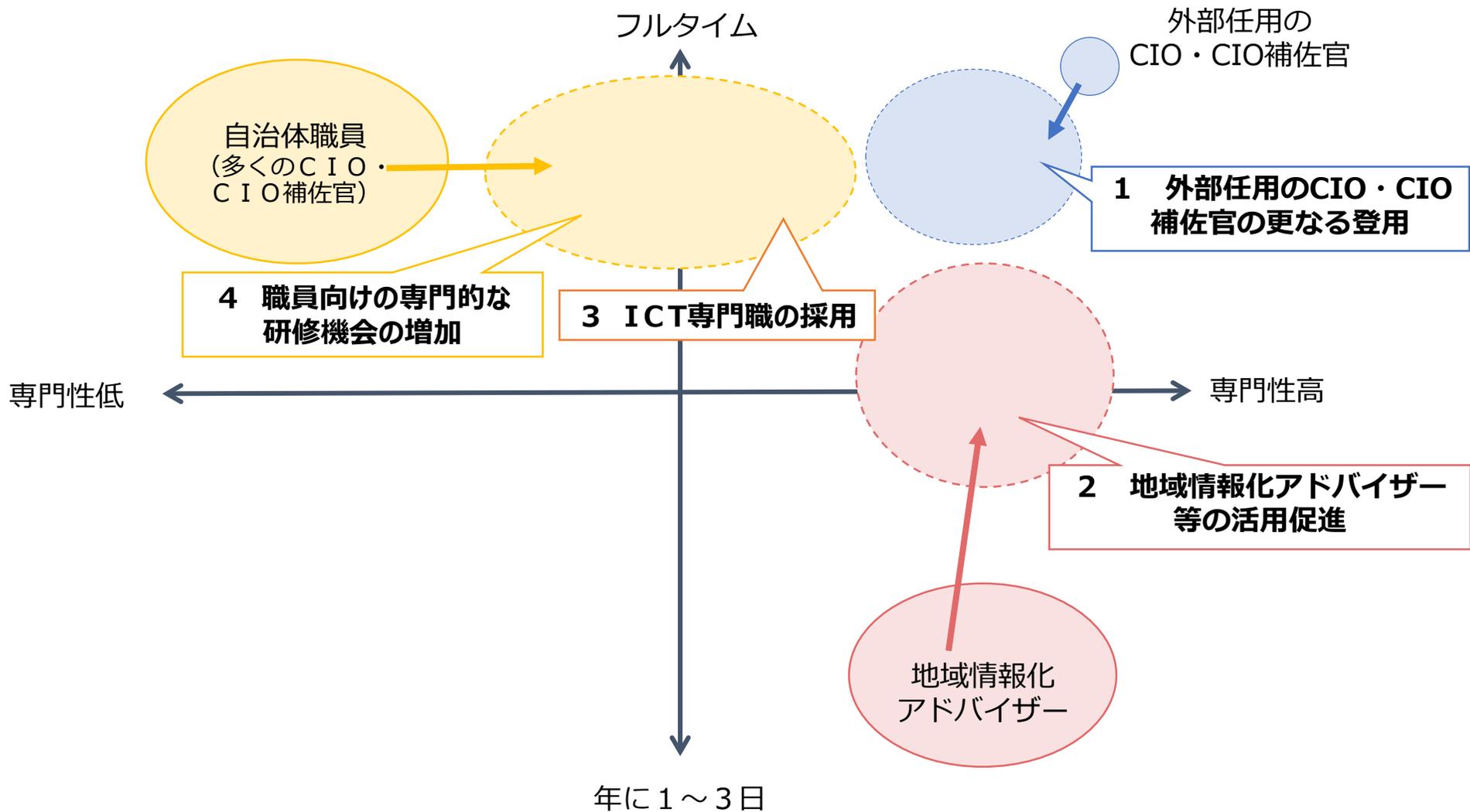
- 現在、情報主管課職員が5人以下の団体が約3分の2を占める状況。



出典）総務省「自治体情報管理概要」（2020年3月）

- 自治体のICT人材の状況としては、そもそもCIO・CIO補佐官を設置しておらず、地域情報化アドバイザー等の制度も活用していない自治体が大半。
- 現状、CIO・CIO補佐官を設置していたとしても、専門性が低い行政職員であること、一方で、専門性を有している地域情報化アドバイザー等を活用したとしても、その後の継続的な知見の取得につながないことが課題。





有識者及び地方団体の意見概要

<地方団体において情報政策に関わってきた有識者の意見>

- 外部人材には、プロジェクトマネジメントができる、庁内の調整ができる、首長に説明できる、といった能力・権限が必要。そのような人材は、それなりの条件で処遇しなければ集まらない。
- まずは、首長にICTの重要性を説明し、意識改革ができる人材を確保することが必要。
- ICT化を進めるためには、自治体の意識や体制を変えることが不可欠。そのためには、一定期間、その自治体に腰を据えて関わっていくことが重要。
- 自治体や民間企業でICT関係業務に従事していたOB職員の中には、地域貢献に思いを持っている人は多い。一定の待遇（700万円以上）は必要だが、民間水準から多少見劣りしたとしても、引き受けてくれる人材はいる。
- 外部人材は自治体業務やルールに対する理解も必要。

<既にCIO等に外部人材を任用している地方団体の意見>

- ICTに苦手意識がある職員が多く、ICT人材が育たないという課題。外部ICT人材を公募しても、予算が限られている報酬額で応募者が少ないという課題。外部人材採用に伴う経費支援、ICT人材確保のための研修及び研修経費の支援を望む。
- 小規模自治体では、職員採用時にICT専門の職員を採用することができず（組織の人数的にも部署構成的にも）、他業務との兼任の上、人事異動によりICTの知識がない者が担当に就くことも多々あり、継続した環境整備、取り組みが難しい。知識のある者の派遣、定期訪問、アドバイス等の支援が必要。
- スマート自治体の早期実現に向けて、県・市町が積極的に先進技術の活用を進めることができるよう、先進技術の導入・人材育成を推進する人材を一定期間継続して派遣するなど、国による人的・財政的支援策の強化・充実が求められます。
- 地方に在住しているICT人材の紹介。ICT人材が地方でも育つよう、制度的、財政的な支援が必要。
- 実行部隊となる職員の確保が課題と考えている。実行部隊においても外部人材の活用が考えられるが、20代後半、30代の優秀な外部人材の確保はハードルが高い（民間企業が手放さない）ので、国から適任の人材を紹介してもらいたい。
- ICT人材の名簿（これまでの実績が掲載されているもの）の公開。ICT人材公募の支援。

地域情報化アドバイザー派遣制度

- 地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う。
- 令和元年度は**347件**の派遣を実施。
- 令和2年度は、5Gに知見のある有識者5名を追加し、先進自治体職員、大学教員、CivicTech等の有識者総勢**207名**に委嘱。
- 4月17日から受付を開始しており、**オンラインによる支援を拡充**して実施。

派遣の仕組み

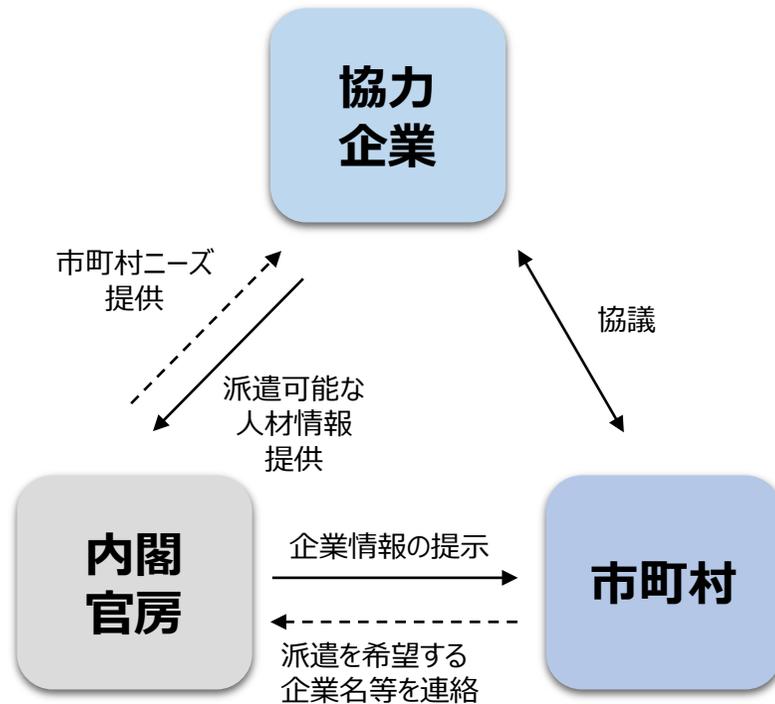


派遣団体数



- 地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、**意欲と能力のある民間人材であって、未来技術を活用した事業を通じて地域課題の解決を図ることのできるデジタル専門人材を派遣。**
- ①市町村の人材ニーズを把握するとともに、②ニーズに対応できる人材に係る企業情報を取りまとめ、③市町村等に情報リストとして提供する等のマッチング支援を実施。

【施策のイメージ】



派遣先	市町村（指定都市除く）
職種	① 課長、部長、副市町村長等、未来技術を活用した地方創生を担当する幹部職員（常勤一般・特別職） ② 未来技術を活用した地方創生のアドバイザー（顧問、参与等の非常勤特別職、委嘱等）
派遣期間	半年以上2年以下（原則） ※市町村と派遣元との間で調整の上、別の時期の派遣もあり得る。
デジタル専門人材に望ましい条件	① 地方創生の取組に強い意欲をもっていること ② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち、未来技術に関する施策の策定又は実行のために十分な能力を有すること ③ 情報通信技術を始めとする未来技術を活用した事業又はサービスの企画、研究、販売又は運用などの業務経験と知識を有すること
給与・報酬等	派遣先市町村と派遣元企業との協議による
バックアップ体制	<ul style="list-style-type: none"> 派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取り組みについての講義等の研修を実施 派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催
その他	<ul style="list-style-type: none"> 派遣先の市町村においては、未来技術関連施策の実施に当たり当該地方公共団体の事務等について助言・サポートを行う内部調整責任者を配置するものとする 総務省の「地域おこし企業人」等の既存の施策とも連携

- ▶ 地方創生に積極的に取り組む市町村（指定都市除く）に対し、**意欲と能力のある民間人材であって、未来技術を活用した事業を通じて地域課題の解決を図ることのできるデジタル専門人材を派遣**（原則半年以上2年以下）
- ▶ ①市町村の人材ニーズを把握するとともに、②ニーズに対応できる人材に係る企業情報を取りまとめ、③市町村等に情報リストとして提供する等のマッチング支援を実施。

■ 協力企業（20社） ※令和2年9月時点

業種等	協力企業名
通信事業者	株式会社NTTドコモ
	株式会社ジュピターテレコム（JCOM）
	ソフトバンク株式会社
	西日本電信電話株式会社（NTT西日本）
	東日本電信電話株式会社（NTT東日本）
	LINE株式会社
	楽天株式会社
メーカー	ソニー株式会社
	日本電気株式会社（NEC）
	日本ユニシス株式会社
	パナソニック株式会社
	株式会社日立製作所
	富士通株式会社
	株式会社リコー
その他	ITbook株式会社
	グーグル合同会社
	Gcomホールディングス株式会社
	TIS株式会社
	日本情報通信株式会社
	株式会社日本総合研究所

■ 令和2年度派遣先（21団体） ※令和2年8月時点

派遣市町村		協力企業
北海道	上士幌町	東日本電信電話株式会社
青森県	十和田市	東日本電信電話株式会社
山形県	長井市	東日本電信電話株式会社
福島県	福島市	LINE株式会社
千葉県	栄町	LINE株式会社
石川県	加賀市	ITbook株式会社
	白山市	西日本電信電話株式会社
長野県	上田市	株式会社NTTドコモ
	東御市	東日本電信電話株式会社
静岡県	焼津市	東日本電信電話株式会社
	袋井市	グーグル合同会社
愛知県	豊田市	株式会社NTTドコモ
滋賀県	守山市	日本電気株式会社
京都府	亀岡市	西日本電信電話株式会社
		株式会社NTTドコモ
奈良県	天理市	グーグル合同会社
	田原本町	西日本電信電話株式会社
	広陵町	ITbook株式会社
広島県	安芸太田町	ソフトバンク株式会社
山口県	宇部市	ITbook株式会社
	山口市	株式会社NTTドコモ
宮崎県	宮崎市	西日本電信電話株式会社
		LINE株式会社
		Gcomホールディングス株式会社

デジタル専門人材の確保に係るアンケート 1.DX推進に係る課題

- DX推進にあたっては、都道府県・市区町村ともに「財源の確保」を課題として挙げる団体が最多。厳しい財政状況の中、そもそもシステム導入・整備のための費用の確保が難しい団体が多いと考えられる。
- 上記に次いで、「情報主管課職員の確保」「デジタル専門人材の確保」を課題に挙げる団体が多い結果となった。

問① 仮に次の4項目（「マイナポータル・ぴったりサービスを活用した行政手続のオンライン化の促進」「17業務（児童手当、地方税、就学、国民健康保険、国民年金等）の情報システムに係る標準システムへの移行」「AI・RPAの活用（対象分野や導入手法の検討）」「テレワークの導入（対象業務や導入手法の検討）」）について、概ね5年程度の期間内に計画的に対応を進める場合、どのような課題が考えられるか（複数回答可）

都道府県（回答団体数：47、複数回答可）



市区町村（回答団体数：1,741、複数回答可）



デジタル専門人材の確保に係るアンケート 2. DX推進に際し必要なデジタル専門人材の立場

- 地方公共団体からは、全庁的なマネジメントを実施するCIOの立場の人材よりも、専門的な知識・経験からCIO等への支援・助言を実施することができるCIO補佐官の立場の人材が求められている。
- また、「その他」を選択した団体からは、支援・助言のみならず、地方公共団体の実情に応じた業務分析・改革を実施することができる人材を求める意見も多く上がっている。

問② 問①で「b：デジタル専門人材の確保」と回答した場合、それはどのような立場の人材となるか（複数回答可）

都道府県（回答団体数：21、複数回答可）



市区町村（回答団体数：644、複数回答可）



「その他」を選択した団体の代表的な意見

- ・ICTなどを活用した業務改革や市民利便性の向上などを施策として具体化することができる人材（市区町村）
- ・役所の規模が小さいことから全庁的なマネジメント及び幹部職員への説明には、そこまで大きな手間がないと考えている。それよりも、業務分析、主管課職員のヒアリング、基本方針の策定、基本設計書、運用設計書の作成など導入に関する部分にデジタル人材が必要と考える。（市区町村）
- ・BPRの知見を有する人材（専門的な知識・経験を、単なる支援・助言にとどめず、行政手続き・内部事務におけるデジタル化（業務改革）に必要な具体的な取組として実現することができる人材）（都道府県）
- ・まずは、現在の業務を効率よく改善できるための地方の実情と自治体業務を熟知しているかつICTに関するスキルを保有している人材を確保し、空いた時間を活用し、CIOやCIO補佐官と原課職員でDX等を進める必要がある（市区町村）

デジタル専門人材の確保に係るアンケート 3. デジタル専門人材の確保に係る課題

- デジタル専門人材の確保のための最大の課題として、各団体で適切な人材が発見できないことがあげられる。
- また、「その他」を選択した団体からは、団体側のデジタル専門人材の受入体制や業務適性等の検討が進んでいないという意見もあったほか、複数団体による専門人材の確保の意見も見られた。

問③ デジタル専門人材を確保するにあたっての課題は何があるか（複数回答可）

都道府県（回答団体数：47、複数回答可）



市区町村（回答団体数：1,741、複数回答可）



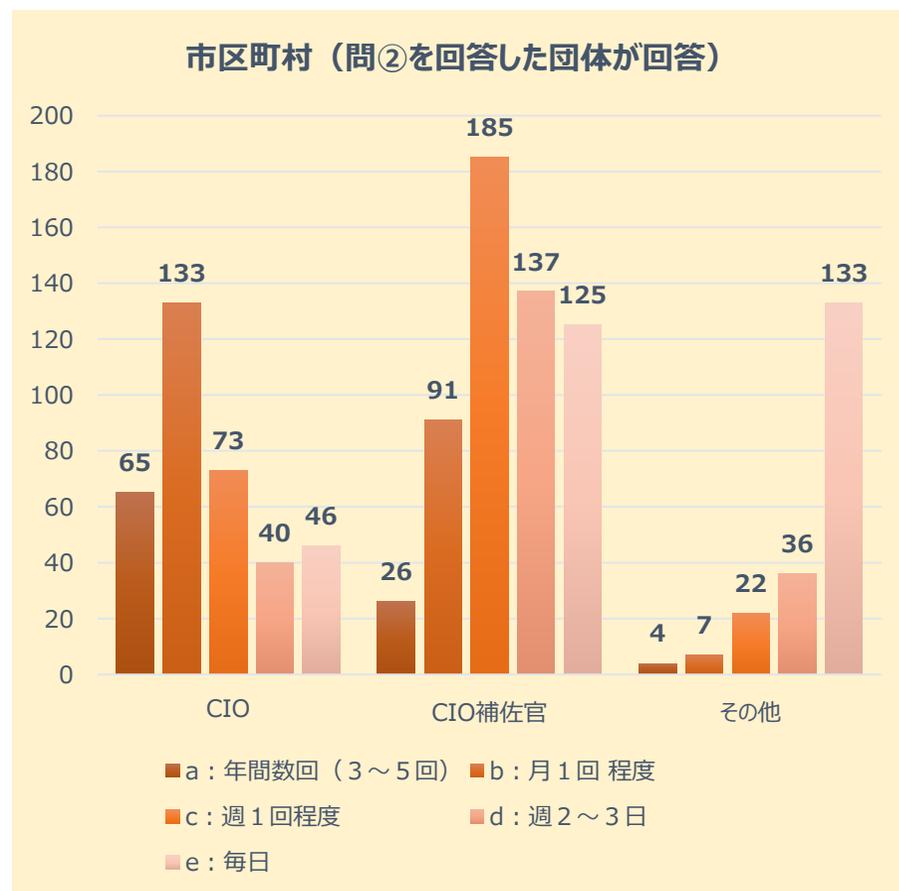
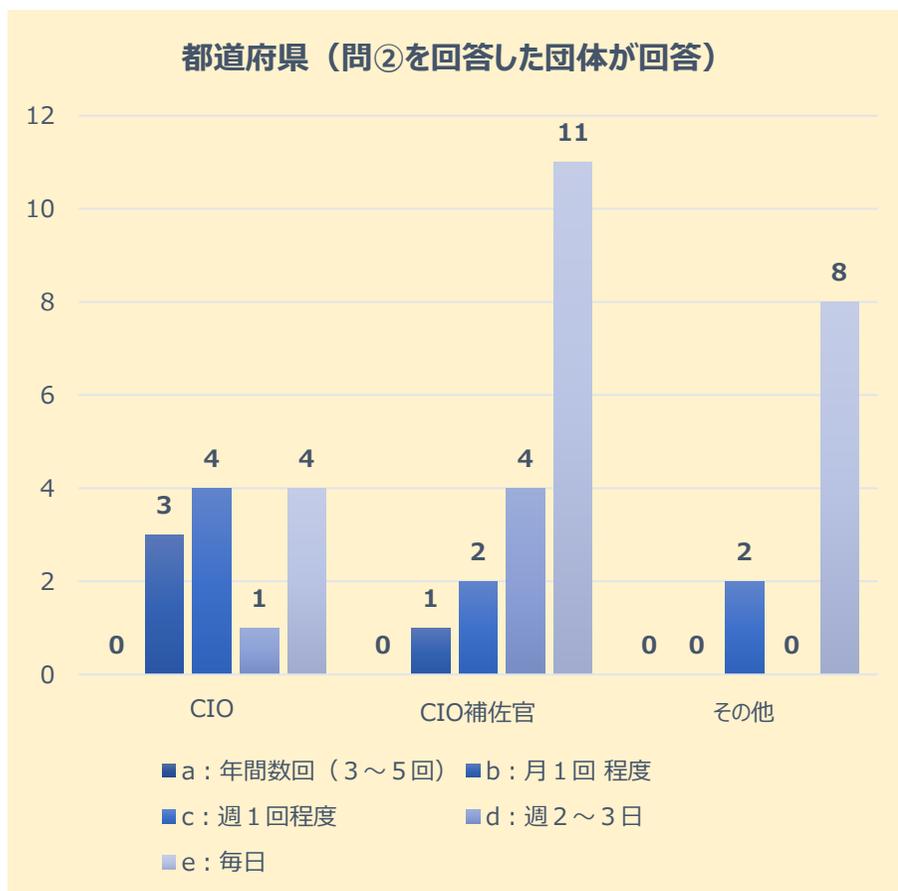
（「その他」を選択した団体の代表的な意見）

- ・地方にはふさわしい人材が少ないため、東京等の民間企業から見つけることになるが、地方勤務の場合、報酬が高くなったり、単身赴任という条件で折り合わない可能性がある。（都道府県）
- ・デジタル専門人材を受け入れた場合、具体的にどのような業務を任せるのか、どこまで受け入れのデジタル関係業務支援に対応していただけるのか不明であり、受け入れ体制が十分に準備できない。（市区町村）
- ・方針が決まっていない現時点において、デジタル専門人材の従事する仕事と求められる適性が明確化できていない。（市区町村）
- ・すべての自治体でデジタル専門人材を確保することは現実的ではない。協議会等を形成し、複数の自治体でデジタル専門人材を確保するほうが現実的ではないか。（市区町村）

デジタル専門人材の確保に係るアンケート 4. デジタル専門人材に求める働き方

○ デジタル専門人材に求める働き方について、都道府県はデジタル専門人材に毎日の勤務を求める団体が最多である一方、市区町村は特にCIO・CIO補佐官に対し、月1回程度～週1回程度の勤務を求める団体が多いという結果となった。

問④ 取組を推進するためには5年程度の期間を要することが想定されるが、デジタル専門人材には、どのような働き方を求めるか（問②の回答（CIO・CIO補佐官・その他）に対応する欄に、それぞれ記載すること）



デジタル専門人材の確保に係るアンケート 5. デジタル専門人材確保に係る課題・望まれる支援

- デジタル専門人材確保にあたり、都道府県・市区町村ともに、「専門人材の確保・報酬の設定」「財源の確保」を課題として挙げている。また、市区町村では、そもそもデジタル専門人材へのニーズや確保による効果等を整理できていないとする団体も一定数存在している。
- 支援策としては、人材データバンク・人材マッチング・財政支援が考えられるが、市区町村においては、DX推進に向けた課題点の分析や計画策定といった、初期段階からの支援が必要との意見があった。

問⑤ デジタル専門人材確保に関する課題、望まれる支援について記述すること

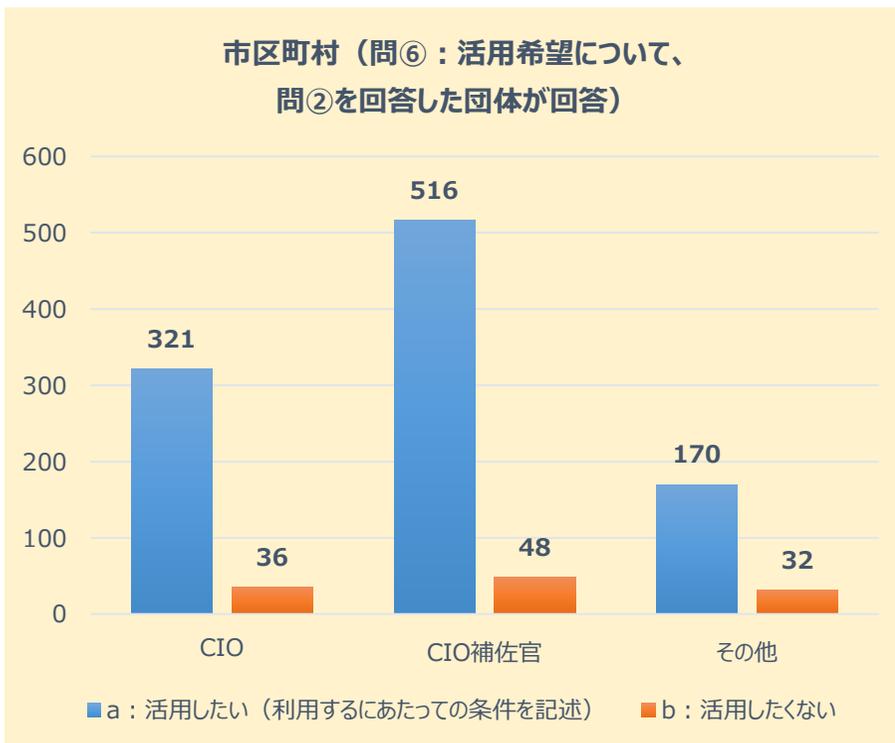
	都道府県	市町村
課題についての 代表的な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル専門人材の確保にあたっては適切な人材の確保やその報酬が課題として考えられる。 ・実行部隊となるICTに関する専門知識を有する職員の確保が課題と考えている。 ・「デジタル専門人材の確保」に関しては、財源の不足が課題である。 ・デジタル人材を確保すればデジタル化が進むわけではない。業務改革できる人材が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の現場に精通したデジタル専門人材、専門知識を持った職員の確保が課題。採用試験を実施しても受験する人材が少なく、一般職の確保すら難しい状況。 ・自治体としては汎用性や標準化を求められている中で、専門性が認められるか、またその専門性に対する報酬を正しく支払うことができるか、財源を確保できるが課題。 ・デジタル専門人材確保に関する課題及び支援策を具体的に検討できる段階に至っていない。
支援についての 代表的な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・CIO等ではなく、実動要員として「デジタル専門人材」を、年単位などまとまった一定期間、派遣してもらえらる仕組みがあるとありがたい。 ・人材データバンク、人材マッチング等の支援があるとよい。 ・人材確保に要する費用に係る財政的支援、及び民間出向を受け入れやすくするための制度的な後押し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体に沿った課題点の分析、計画策定といった初期段階からの支援が必要。 ・デジタル専門人材を把握することが難しいため、デジタル専門人材の情報共有を希望する。 ・デジタル専門人材確保のための財政的な支援を希望する。 ・デジタル専門人材からの助言や指示があったとしても、それを具現化する実行部隊としての職員の能力向上や人員確保が課題であり、職員に対してデジタル化に対する意識づけや教育を行うような支援が望まれる。

- 都道府県によるデジタル専門人材の紹介制度については、ほとんどの市区町村が活用したいと回答。その理由として、「市区町村で適切な人材確保が困難」「近隣団体間の連携・情報共有のしやすさ」を挙げる市区町村が多い結果となった。
- また、紹介制度については、自由意見の中で利用団体の意向を踏まえた人材とのマッチングを希望する団体が多い。

問⑥ 市区町村に対して都道府県がデジタル専門人材の紹介や県職員（県が雇用するデジタル専門人材）の派遣をする制度が創設された場合、活用したいか（問②の回答に対応する欄に、それぞれ記載すること）

問⑦ 問⑥の回答の理由を回答すること（問②の回答に対応する欄に、それぞれ記載すること。また、複数回答可）

〔都道府県によるデジタル専門人材の紹介制度について〕

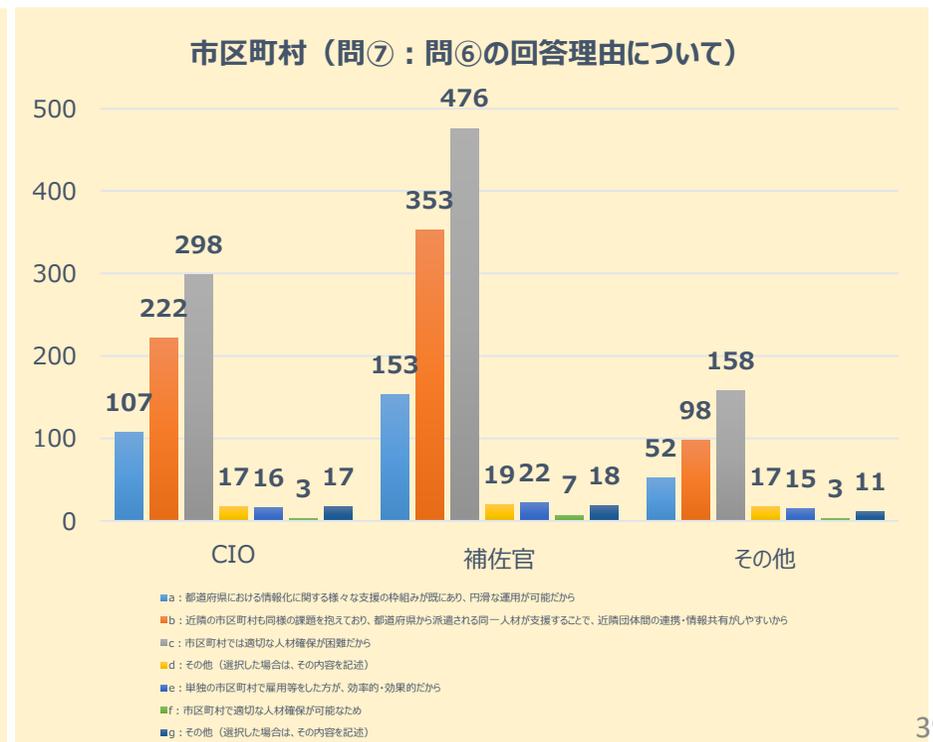
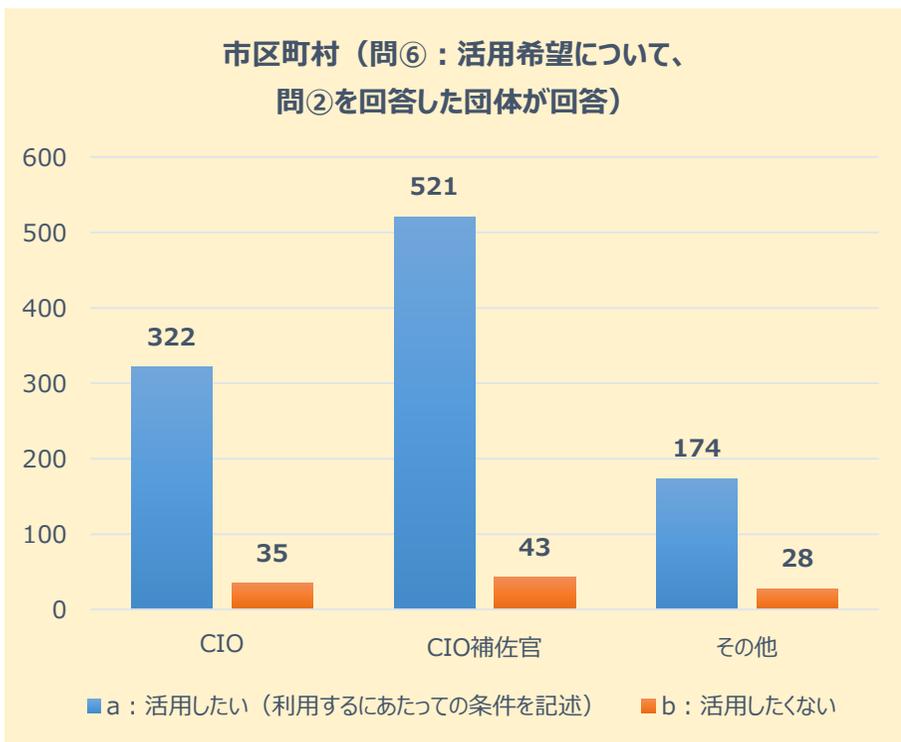


- 都道府県による都道府県職員（都道府県が雇用するデジタル専門人材）の派遣制度についても、ほとんどの市区町村が活用したいと回答。理由の分布についても、前頁と同様の傾向となった。
- 自由意見の中では、利用団体の意向を踏まえた人材とのマッチングの希望のほか、市区町村の財政負担の軽減・又は負担がないようにすることを求める団体が一定数存在。

問⑥ 市区町村に対して都道府県がデジタル専門人材の紹介や県職員（県が雇用するデジタル専門人材）の派遣をする制度が創設された場合、活用したいか（問②の回答に対応する欄に、それぞれ記載すること）

問⑦ 問⑥の回答の理由を回答すること（問②の回答に対応する欄に、それぞれ記載すること。また、複数回答可）

〔都道府県による都道府県職員（都道府県が雇用するデジタル専門人材）の派遣制度について〕



デジタル専門人材の確保に係るアンケート 7. DX推進のための都道府県の取組

- 都道府県内の市区町村におけるDX推進のため、都道府県では、ICTに関連するアドバイザーの派遣や情報共有・勉強会等を実施している。また、システムやAI・RPAの共同利用等、管内市区町村とのシステム上の連携も進められている。
- 現在の取組に加え、今後は共同システムのさらなる積極的な導入や、政府の方針に応じた業務フロー見直し、条例・規則の改正等に対する助言・支援業務、BPRの支援等について提案があった。

問⑧ 県内市区町村のデジタル化推進のために取組んでいることがあるか（例：職員によるアドバイス、専門人材の派遣、勉強会等）

問⑨ 問⑧の取組を含め、都道府県が県内市区町村のデジタル化推進のために協力できること（アイデアで可）があれば記述すること

	県内市区町村のデジタル化推進のために取組んでいることがあるか（例：職員によるアドバイス、専門人材の派遣、勉強会等）	問⑧の取組を含め、都道府県が県内市区町村のデジタル化推進のために協力できること（アイデアで可）があれば記述すること
代表的な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度においては、オープンデータ利活用の研修会を開催しているほか、ICTアドバイザー制度（課題解決）、最新のICTを紹介するフェアを開催（普及啓発）。 ・県と各市町村情報担当課職員で構成する「県電子自治体推進協議会」の中で、自治体クラウド、電子申請、セキュリティクラウドの事務共同化等について情報共有や勉強会等を実施。 ・県が委嘱したITアドバイザーを希望する市町村に派遣し、当該団体のIT・マイナンバー制度に関する助言・指導を実施。市町村負担は無し。 ・県及び県内市町村によるAI・ロボティクスに関連する連携共同研究会を設置し、市町村によるAI・RPAの共同利用を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村で共通化・共同化できる業務やシステム等について、可能な限り共同調達・共同利用を行うこと（国は、参加自治体数の多さに比例して、補助率を上げる等の共同利用に対して、強力な財政インセンティブを与える補助金を創設すること。）。 ・システム標準化等に合わせた操作研修会の開催・BPRの先進事例の収集・共有。 ・デジタル化に伴って発生する関連事務（業務フローの見直し、関連する条例や規則の改正等の法務）の課題にマッチした専門家の派遣。 ・県導入のICTツール等の試用機会の提供。デジタルマーケティングアドバイザーによる相談対応。

デジタル専門人材の確保に係るアンケート 8. DX推進のための都道府県の協力の条件

- デジタル専門人材の紹介については、都道府県は「国が提供する仕組みを活用するのであれば可能」との回答が最も多く、また都道府県が既に知見を有する人材の範囲であれば可能という回答も一定数存在。
- 一方、都道府県職員（都道府県が雇用するデジタル専門人材）の派遣については、協力は困難と回答する都道府県が多く存在。都道府県におけるデジタル専門人材の不足や、財政的な制約が理由として挙げられている。

問⑩ 都道府県内市区町村からデジタル化推進に係る支援要請（デジタル専門人材の紹介、都道府県職員（都道府県が雇用するデジタル専門人材）の派遣）があった場合、どのような条件であれば県として協力できるか

都道府県【デジタル専門人材の紹介について】

（回答団体数：47、複数回答可）



（都道府県からの代表的な意見）

- ・地方特例交付金などの財源により、県が人材確保をした上で市町村へ派遣というような仕組みがあると活用しやすいと考える。
- ・県も限られた予算において人材を確保し、少数精鋭でデジタル化を進めているため、国から人材確保の財源などの支援が無い場合は協力が困難。
- ・県が県内に本社本店を有する協力企業と連携し、協力企業が自社のICT専門人材を技術アドバイザーとして市町村に派遣することを検討中。

都道府県【県職員（県が雇用するデジタル専門人材）の派遣について】（回答団体数：47、複数回答可）



（都道府県からの代表的な意見）

- ・県としてもデジタル専門人材が不足しているため（、協力は困難。）
- ・県においてデジタル専門人材の雇用を行っていないため。
- ・県においてもデジタル政策の実現に向けた情報政策部門の機能強化のため、デジタル人材の確保が必要であるため。